

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年1月19日（水）13時05分～14時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、小西係長、高木係長、高木技術参与
高松専門職（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当17名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）の概要について、資料に基づき前回からの変更点の説明が以下にあった。
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟（以下「第10棟」という。）の概要について
 - ✓ 保管管理計画における固体廃棄物貯蔵庫第10棟の位置づけ
 - ✓ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要
 - 放射性固体廃棄物等の扱いについて
 - 放射性気体廃棄物の扱いについて
 - ✓ 放出放射能評価条件・算出方法
 - 設計上の考慮について
 - ✓ 準拠規格及び基準
 - ✓ 緊急時対応
 - ✓ 運転員操作に関する基本方針
 - 直接線・スカイシャイン線による放出放射能被ばく評価の今後の方針について
 - ✓ 地震により第10棟の安全機能が喪失した状態を想定し、敷地境界における直接線・スカイシャイン線による公衆被ばく評価における評価条件（線源モデル等）の設定の仕方及び今後の方針等について説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 直接線・スカイシャイン線の評価及びダスト由来の評価の結果を取りまとめ、評価の内容を説明するとともに、それらの評価結果を踏まえて耐震クラスを設定した上で、必要な対策等を説明すること。

6. その他

資料：

- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について
- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 直接線・スカイシャイン線評価放出放射能被ばく評価の今後の方針について

以上